

大分市「夜の食」パンフレット作成等業務委託仕様書

1. 業務の名称

大分市「夜の食」パンフレット作成等委託業務（以下、「本業務」という。）

2. 目的

本市には「関あじ・関さば」をはじめ、豊かな自然に育まれた新鮮で上質な海産物や農産物が豊富に揃っており、さらに県下の様々な食材が集まっていることから、県内各地の郷土料理も楽しむことができる。このように食は本市の観光における大きな強みであるが、この「食」を、本市の宿泊客の多くを占める個人旅行者により気軽に満喫していただくため、1人でも楽しめる「夜の食」に特化したパンフレットを制作し、併せてインスタグラムでの広報を実施することで、「食」を通じた観光消費拡大を図る。

3. パンフレットの主な使用目的

- (1) 国内における旅行者向けの商談会やイベント等の場での配布
- (2) 大分市観光案内所や各宿泊施設・観光スポットへの設置
- (3) 本市に拠点を置く企業をはじめ、関係団体への配布

4. 「夜の食」パンフレットのコンセプト

- (1) 1人～少人数で行動する旅行者が、気軽に立ち寄って大分の「食」を楽しめる店舗を紹介すること。
- (2) 大分駅、西大分駅、鶴崎駅から徒歩圏内の店舗を掲載すること。
- (3) 夜営業を行っている店舗を掲載すること。
- (4) 掲載店舗は接客中心でなく、食事を楽しめる店であること。
- (5) 食のパンフレットとして幅広い世代が手に取ることを想定し、一目でわかりやすいデザイン・レイアウトとなるよう注意すること。

5. 業務委託期間

契約締結の日から令和6年9月30日（月）まで。

6. 委託業務内容

「夜の食」パンフレットの企画立案・取材・撮影・イラストレーションの作成・デザイン・原稿データ作成・レイアウト・編集・校正・工程管理等、「夜の食」パンフレット作成に必要な全ての業務を実施すること。また、パンフレット掲載店舗を中心に、インスタグラムでの情報発信を行うこと。業務の実施に当たっては、発注者と協議の上、最終決定すること。

(1) 成果物

- ①「夜の食」パンフレット 15,000部程度
- ②パンフレットの電子データ
 - ア 版下データ
Adobe Illustlator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するものとする。
 - I 再編集可能なデータ
 - II アウトライン化済みのデータ
 - イ 市HP、市ワーケーションサイト WAKUPO 等への掲載用 PDF データ

(2) 納品

- ① 納期 令和6年9月30日（月）
- ② 納品場所 大分市商工労働観光部観光課

(3) 掲載店舗について

- ① 「大分のタクシー運転手さんが選ぶ美味しい店」「大分の押し麺」等、大分市の「食」の魅力の効果的かつ魅力的に伝えるためのテーマを設定し、そのテーマに沿った店舗を選定すること。なお、テーマは複数設定することも可とする。
- ② ①に挙げた任意のテーマ以外に、「昼呑みができる店」と「夜10時以降入店OKの店」「夜定食が食べられる店」の3テーマを設定し、それぞれ3～5店舗程度選定すること。
- ③ 掲載店舗が合計40店舗以上になるようにすること。
- ④ 恣意的な選定を避け、常に客観性を保つよう留意すること。

(4) パンフレット内容について

以下の点に留意した構成とすること。

目的	1人～少人数で行動する旅行者が、気軽に立ち寄って大分の「食」を楽しむための情報を提供するパンフレットを制作する。
写真	1施設につき提供メニューの写真と、店内の雰囲気が伝わる写真の最低2枚を必ず掲載すること。なお、受託者の提案によりその他の写真を追加することは自由とする。
掲載情報	店舗名・住所・営業時間・店休日・平均予算・店舗紹介文を掲載する。
アイコン	ちよい呑み・1人利用可・車いす利用可・キャッシュレス可等、利用者にとって必要な項目を設定し、わかりやすいアイコンで整理する。
マップ	掲載店舗の位置を掲示する市内中心部マップを入れること。

(5) インスタグラムでの発信について

- ① 掲載店舗について、インスタグラム (@oitacity.gourmettrip) にて1店舗ずつ紹介すること。
- ② 店舗紹介以外にも、テーマごとのまとめ記事等、旅行者に効果的に情報を届ける投稿内容を積極的に提案すること。

7. 個別事項

(1) 業務体制

- ① 受託者は、本委託を効果的かつ効率的に履行するため実施体制を明確化すること。
- ② 選任のスタッフ（ディレクター、デザイナー）を確保すること。
- ③ あらかじめ余裕を持った制作スケジュールを作成し、進捗状況の管理を行うこと。

(2) 原稿作成

- ① 文字原稿を含む全ての原稿（写真、地図、イラスト等を含む。）を作成すること。なお、写真撮影に係る経費については、受託者が負担するものとする。
- ② 本委託で作成した素材（写真、文章、イラスト等）は二次使用するもので、適宜使用可能なデータを提出すること。
- ③ 記載事項に使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないように十分に注意すること。
- ④ パンフレットに掲載する飲食店等への取材の協力依頼及び調整については、受託者が行うものとし、大分市は受託者の業務の遂行に協力するものとする。

(4) 校正・確認

原稿については、特に名称、電話番号、所在地、地図等、事実関係に注意し、厳密な校正を行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。校正3回

以上、色校正2回以上とする。

8. その他

- (1) 受注者は、大分市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項や本仕様書に明記されていない事項については、事前に発注者と協議の上実施するものとする。
- (3) 契約の履行期間中において、全部若しくは一部の業務契約解除、またはその他契約終了事由の如何を問わず、受注者による担任業務が終了する場合は、次期事業者が継続して業務を遂行できるよう誠意を持って引き継ぎを行うこと。また、その際に必要なデータは、無償で提供すること。
- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権に関して必要な手続きを行い、使用料の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない項目であっても社会一般的に通常業務として実施される業務項目は、本業務の範囲とする。受注者は、業務項目などにおいて疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議するものとする。
- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 受託者が、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることは禁止とする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、市と協議の上、その一部を委託することが出来る。